



# セカンドオピニオン



横浜市立大学附属市民総合医療センターでは、既に他の医療機関で診療を受けている患者さんが、現在の診療内容や治療方法について、当院の専門医師に客観的な意見を求めるセカンドオピニオンを実施しています。

- ◆ 患者さんご本人およびご家族(原則として、本人の同意書がある場合に限る)からの申込みによる**完全予約制**です。
- ◆ 現在診療を受けている主治医から提供される紹介状及び検査データ等の必要書類に基づいて行います。
- ◆ **検査・投薬等の治療行為は行いません。**(「診療」ではなく「相談」です。)  
※最初から当院での検査・治療をご希望の患者さんは、セカンドオピニオンとしてではなく、通常の診察として紹介状をご持参のうえ受診して下さい。
- ◆ セカンドオピニオン実施後、主治医にもご報告いたします。  
(紹介状の返事を郵送いたします。)

## セカンドオピニオンの対象となる相談内容

### 患者さんの診断・治療に関する相談に限ります。

現在受診中の医療機関に対する不満や苦情、転医希望、医療訴訟を目的とした相談、医療費に関する相談については対象としません。

その他、患者さんの疾患や申込み内容等によっては、セカンドオピニオンをお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

なお、セカンドオピニオンの結果、当院への転医を希望される場合は、改めて紹介状をお持ちいただくとともに、新患予約をしていただくこととなります。

<下記のような場合はセカンドオピニオンをお受けできません。>

- ・主治医からの紹介状(診療情報提供書)などの資料を持参されない場合
- ・患者さんご本人とご家族以外の方の場合
- ・ご家族のみのセカンドオピニオンで、「同意書」をお持ちでない場合
- ・主治医に対する不満、医療過誤及び訴訟に関する相談の場合
- ・最初から当院での検査・治療、転院を希望されている場合
- ・相談内容が当院の専門外である場合
- ・患者さんご本人が既にお亡くなりになられている場合
- ・その他、本来の目的に該当しないと判断した場合



## セカンドオピニオンにかかる費用

基本料(60分以内) : 33,000円(消費税込み、読影料込み)

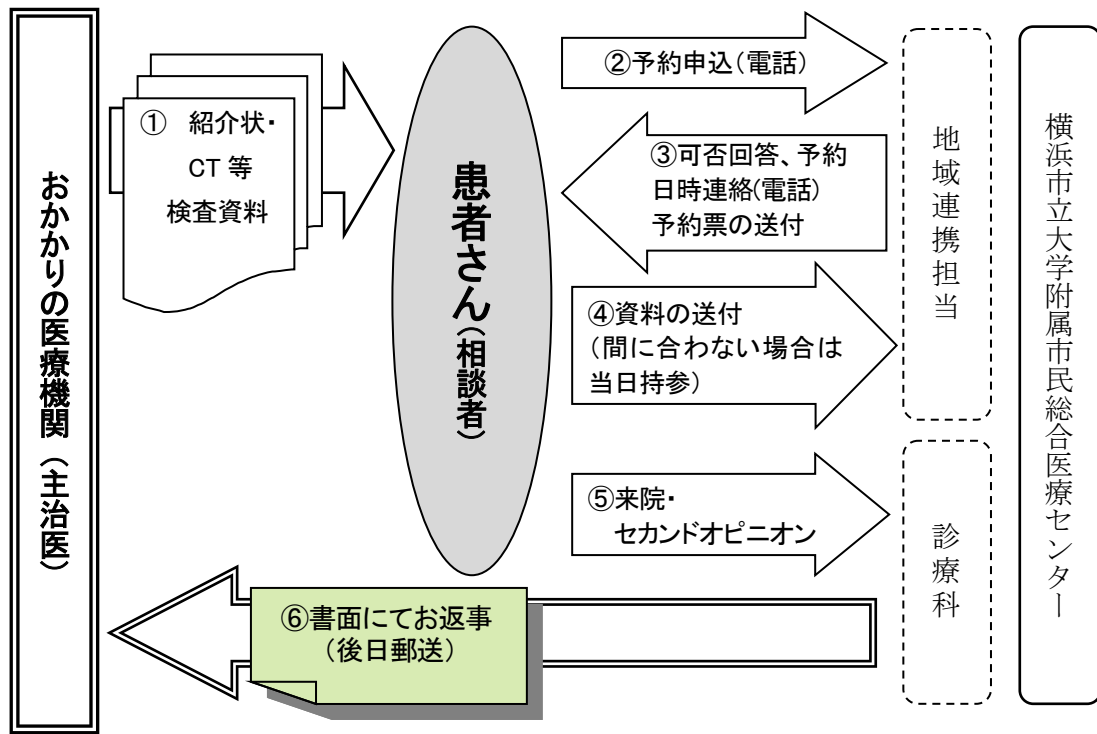
健康保険の適用にはなりません。 **ご相談者の全額自己負担となります。**

(料金は、令和2年8月1日現在)

## セカンドオピニオンの申込み方法

患者さん(またはご家族)から主治医にご相談いただき、紹介状(診療情報提供書)を準備してください。その後、当院へ電話にて予約申込を行ってください。この予約申込時に概要をお聞きし、担当専門医と調整の上、セカンドオピニオンの可否や日時等について当院よりご連絡します。日時の決定後、下記まで診療情報提供書等の資料を郵送してください。

## セカンドオピニオンの流れ (完全予約制)



《当日、患者さんにご持参していただくもの》：紹介状、予約票、申込書、CT等検査資料  
(紹介状、CT等検査資料は、可能であれば事前郵送をお願いします。)

患者さん本人が来院しない場合(ご家族のみでのセカンドオピニオン)は、以下も必要です。

・セカンドオピニオン同意書

・セカンドオピニオン同意書に記入されたご家族であることが確認できる書類(健康保険証など)  
患者さんが未成年の場合は、以下も必要です。

・続柄を確認できる書類(健康保険証など)

※予約票、申込書、セカンドオピニオン同意書は予約日時が決定したあと当院より送付いたします。

※令和2年8月から一部診療科において、オンラインによるセカンドオピニオンを開始しました。

対象の診療科は順次拡大しておりますので、当院ホームページをご確認ください。

## 申し込み先・資料郵送先

地域連携担当 / 医療コーディネーター

電話番号：045-261-5656(代)

「セカンドオピニオンの申込み」とお伝えください。

受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前9時から午後4時まで